令和5年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料 (その1)

県 土 整 備 局

I	県土整備局におけるDXの取組について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
П	神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	神奈川県都市公園条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・9
V	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
VI	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VII	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VIII	ビッグモーター社による除草剤散布への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
IX	「AI技術により消えかけ白線ゼロ」の取組について ····· 22
X	今後の真鶴港の管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
XI	酒匂川流域下水道の焼却炉改築工事に係る日本下水道事業団への業務委託について・・・・・・・26
XII	神奈川版ライドシェア (案) の検討について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

I 県土整備局におけるDXの取組について

1 背景

建設業界では、就労者の高齢化や人手不足が深刻である一方、働き方改革関連法の改正に伴う時間外労働の上限規制の適用、いわゆる「建設業の2024年問題」への対応が求められており、一層の生産性の向上に取り組む必要がある。

また、行政手続の電子化など県民の利便性の向上が求められているほか、激甚化・頻発化する風水害に対応した災害対策やインフラ施設の老朽化対策の重要性がますます高まる中、行政サービスを向上させていくためには、職員の業務を一層効率化していく必要がある。

そこで、これらの課題に、デジタル技術を活用して対応していくため、 県土整備局におけるDXの取組を整理したので、その内容を報告する。

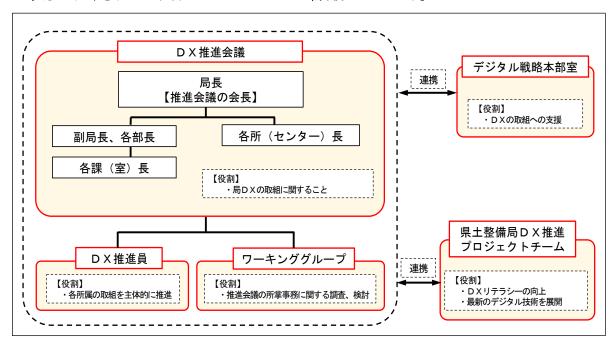
2 DXの視点と主な取組内容

視点	取組内容と その効果	令和5年度の取組	令和6年度以降 の取組予定
建設現場の	I C T 活用工事 →自動制御の機械施工等により、工事日数を短縮(省人化)し、生産性や安全性が向上	適用工種の追加 ・法面工と舗装修 ・法面工と舗装修 繕工(R4年度ゼロ県 債から対象)を追加 (令和4年度までは 土工と舗装工のみ)	適用工種の追加 ・小規模土工等
生産性向上	情報共有システム(ASP)と遠隔臨場 →工事書類のWeb共有と カメラによる現場立ち 会いにより、受発注者 の移動時間が短縮	発注者指定型の導入 ASP:6千万円以上 遠隔臨場:土木事務所 から遠い現場 など	発注者指定型の拡大 ・原則全ての工事
県民の	台帳の電子化とWeb公開	道路台帳の整備	河川・公園台帳等 の追加
の利便性向上	電子申請等の活用 →自宅などから24時間 365日いつでも手続や データ利用が可能	建設業許可申請、 屋外広告業登録等	対象業務の拡大 ・建築計画概要書 閲覧等
職員	3Dデータの整備	3 D道路基盤図の 整備	河川・公園等の 追加
の業務効率化	A I の活用 →迅速な災害復旧や施設 損傷の早期発見など、 維持管理業務が効率化	道路損傷の発見 と補修消えかけ白線ゼロ	橋りょう点検等に 拡大

3 推進体制

(1) DX推進会議(庁内の推進体制)

県土整備局のDXを強力に推進するため、令和5年5月にDX推進会議を設置し、各所属の取組について情報を共有するとともに、取組状況や今後の方向性などについて審議していく。



(2) 神奈川県 i-Construction 推進連絡会(建設業界との連携)

ICT活用工事などの普及を図るため、平成29年2月に、国、県、政令市及び業界団体で構成するi-Construction推進連絡会を設置し、情報交換を行っている。この取組を更に推進していくため、令和5年7月に県を事務局とする実務者部会を立ち上げ、県内の中小建設企業の取組を促進する施策について、具体的な検討を行っていく。

4 今後の進め方

i-Construction推進連絡会を活用し、建設業界とも連携して、ICT活用工事などの更なる普及・拡大に取り組むとともに、様々なDXの取組の礎となる、施設台帳のデジタル化・オープンデータ化に重点的に取り組んでいく。

また、デジタル戦略本部室と連携し、日進月歩で進化するDXに対応して、AIの更なる活用など、新たな取組を積極的に取り入れていく。

これらの取組については、次期かながわICT・データ利活用推進計画へ位置づけるよう調整していく。

Ⅱ 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県道路占用料等徴収条例(以下「本条例」という。)は、道路法の規定に基づき、県管理道路の占用の許可を受けた者から道路の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法などを定めた条例である。

本条例では、従来から国に準拠して、占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに占用料の額を定めている。このたび、国が管理する道路の占用料を定める道路法施行令が改正され、令和5年4月1日に施行されたことから、この内容を踏まえて改正を行うほか、新たな占用物件を追加する改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 占用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直し 占用料の額について、所在地区分ごとに令和3年度の固定資産税評 価額の評価替え等を踏まえて改定する。

また、各所在地区分に該当する市町村について、綾瀬市を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。

国に準拠した占用料の額の改定(代表例)

占用物件	改 正		現 行
	第一級地	3,780円/本·年	第一級地 3,650円/本·年
第二種電柱	第二級地	2,980円/本·年	第二級地 2,890円/本·年
另 <u>一</u> 俚电性	第三級地	2,510円/本·年	第三級地 2,400円/本·年
	第四級地	2,350円/本·年	第四級地 2,230円/本·年
共架電線その他	第一級地	22円/m·年	第一級地 21円/m·年
上空に設ける線	第二級地	17円/m·年	第二級地 17円/m·年
1 工主に取りる豚	第三級地	15円/m·年	第三級地 14円/m·年
規	第四級地	14円/m·年	第四級地 13円/m·年
管類(外径が	第一級地	130円/m·年	第一級地 130円/m·年
0.07メートル以	第二級地	100円/m·年	第二級地 100円/m·年
上0.1メートル	第三級地	87円/m·年	第三級地 84円/m·年
未満のもの)	第四級地	82円/m·年	第四級地 78円/m·年

占用物件		改正	現 行	
管類(外径が0.3	第一級地	530円/m·年	第一級地 510円/m·年	
メートル以上	第二級地	420円/m·年	第二級地 400円/m·年	
0.4メートル未	第三級地	350円/m∙年	第三級地 340円/m·年	
満のもの)	第四級地	330円/m·年	第四級地 310円/m·年	
	第一級地	8,200円/㎡·年	第一級地 8,010円/㎡·年	
 看板(常設)	第二級地	4,310円/m²·年	第二級地 4,730円/㎡·年	
1100 (市政)	第三級地	1,330円/㎡·年	第三級地 1,510円/㎡·年	
	第四級地	910円/㎡∙年	第四級地 1,040円/㎡·年	

(2) 新たな占用物件の追加

国が次の施設を占用物件として追加したため、国に準拠し、占用物件として追加する。

ア 自動運行補助施設

イ 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設 その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施 のため必要であると認められるもの

3 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出 令和6年1月~2月 事業者等への周知 令和6年4月1日 改正条例の施行

1 道路占用料の算定式

占用料の額 = 道路価格 × 使用料率(注1)

× 占用面積 (× 修正率(注2))

(注1)地価に対する年額賃料の割合に相当する率(例:電柱4.41%)

(注2)道路空間の一部のみを使用する物件に対する調整率 (例:上空 建築物 7/10、地下 3/10)

2 道路占用料収入実績額

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	827,802千円	846,675千円	845, 485千円

3 所在地区分と該当市町村(見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、 逗子市、大和市、海老名市、 座間市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	横須賀市、平塚市、小田原市、 秦野市、厚木市、伊勢原市、 <u>綾瀬市</u> 、葉山町、寒川町、 大磯町、二宮町、大井町、 開成町、真鶴町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	三浦市、南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

- ※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。
- ※ 綾瀬市は第一級地から第二級地へ変更する。

Ⅲ 神奈川県都市公園条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県都市公園条例(以下「本条例」という。)は、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めた条例である。本条例では、土地の占用などにつき徴収する使用料の額及びその徴収方法を定めている。

占用許可による使用料の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例(以下「道路占用料条例」という。)に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が占用料の額の改定を予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

使用料の額について、所在地区分ごとに令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

(1) 使用料の額を道路占用料条例と同額に定めているもの(代表例)

区分	Ę	女 正		現 行
	第一級地	3,780円/本·年	第一級地	3,650円/本·年
第二種電柱	第二級地	2,980円/本·年	第二級地	2,890円/本·年
舟—悝电性 	第三級地	2,510円/本·年	第三級地	2,400円/本·年
	第四級地	2,350円/本·年	第四級地	2,230円/本·年
共架電線その	第一級地	22円/m·年	第一級地	21円/m·年
他上空に設ける線類(特別	第二級地	17円/m·年	第二級地	17円/m·年
高圧架空電線	第三級地	15円/m·年	第三級地	14円/m·年
を除く)	第四級地	14円/m·年	第四級地	13円/m·年
管類(外径が	第一級地	130円/m·年	第一級地	130円/m·年
0.07メートル 以上0.1メー	第二級地	100円/m·年	第二級地	100円/m∙年
トル未満のも	第三級地	87円/m·年	第三級地	84円/m·年
の)	第四級地	82円/m·年	第四級地	78円/m·年
管類(外径が	第一級地	530円/m·年	第一級地	510円/m·年
0.3メートル	第二級地	420円/m·年	第二級地	400円/m⋅年
以上0.4メートル未満のも	第三級地	350円/m·年	第三級地	340円/m⋅年
の)	第四級地	330円/m·年	第四級地	310円/m·年

(2) 使用料の額を独自に定めているもの

区分	Ę	女 正	Ę	見行
	第一級地	3,840円/㎡·年	第一級地	3,670円/㎡∙年
鉄塔	第二級地	2,910円/㎡·年	第二級地	2,780円/㎡·年
	第三級地	2,350円/㎡·年	第三級地	2,220円/㎡∙年
	第四級地	2,170円/㎡·年	第四級地	2,010円/㎡∙年
特別高圧架空	第一級地	1,920円/㎡·年	第一級地	1,840円/㎡∙年
電線(使用電 圧 が 170,000	第二級地	1,450円/㎡·年	第二級地	1,400円/㎡·年
ボルト以上の	第三級地	1,170円/㎡·年	第三級地	1,120円/㎡∙年
もの)	第四級地	1,080円/㎡•年	第四級地	1,010円/㎡·年
特別高圧架空電線	第一級地	1,150円/㎡·年	第一級地	1,110円/㎡·年
(使用電圧が7,000	第二級地	870円/㎡·年	第二級地	840円/㎡·年
ボルトを超え 170,000ボルト未	第三級地	700円/m²·年	第三級地	670円/㎡·年
満のもの)	第四級地	650円/m²·年	第四級地	610円/㎡·年
	第一級地	38円/㎡・目	第一級地	36円/m²⋅目
その他のもの	第二級地	29円/㎡・目	第二級地	27円/m²・日
~ 07/10 07 6 07	第三級地	23円/㎡・目	第三級地	22円/m²・日
	第四級地	21円/m²・日	第四級地	20円/m²・日

3 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年1月~2月 事業者等への周知 令和6年4月1日 改正条例の施行

参考資料

1 都市公園の占用許可に係る使用料の額を独自に定めているものの 算定式

使用料の額 = 公園価格 × 使用料率(注1)

× 占用面積 × (修正率(注2))

(注1) 地価に対する年額賃料の割合に相当する率(4.41%)

(注2) 占用の状況に応じて、都市公園管理上の影響度合いを勘案 して乗ずる率

2 都市公園の占用許可に係る使用料収入実績

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	47,377千円	48,179千円	48,724千円

IV 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県流水占用料等徴収条例は、河川法に基づく土地の占用等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例である。

占用料の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例(以下「道路占用料条例」という。)に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、道路占用料条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、道路占用料条例が、占用料の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

占用料の額について、所在地区分ごとに令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

また、各所在地区分に該当する市町村について、綾瀬市を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。

(1) 占用料の額を道路占用料条例と同額に定めているもの(代表例)

区分		改 正		現 行
	第一級地	3,780円/本·年	第一級地	3,650円/本・年
第二種電柱	第二級地	2,980円/本·年	第二級地	2,890円/本·年
另一個电性 	第三級地	2,510円/本·年	第三級地	2,400円/本·年
	第四級地	2,350円/本·年	第四級地	2,230円/本·年
サ加電館スの	第一級地	22円/m·年	第一級地	21円/m·年
世 共架電線その 他上空に設け	第二級地	17円/m·年	第二級地	17円/m·年
る線類	第三級地	15円/m·年	第三級地	14円/m·年
	第四級地	14円/m·年	第四級地	13円/m·年
管類(外径が	第一級地	130円/m·年	第一級地	130円/m·年
0.07メートル	第二級地	100円/m∙年	第二級地	100円/m·年
以上0.1メー トル未満のも	第三級地	87円/m·年	第三級地	84円/m·年
の)	第四級地	82円/m·年	第四級地	78円/m·年

区分	改 正		区分 改正 現行		現 行
管類(外径が	第一級地	530円/m·年	第一級地	510円/m·年	
0.3メートル	第二級地	420円/m·年	第二級地	400円/m·年	
以上0.4メートル未満のも	第三級地	350円/m·年	第三級地	340円/m⋅年	
の)	第四級地	330円/m·年	第四級地	310円/m·年	

(2) 占用料の額を独自に定めているもの

区分		改 正	現 行
倉庫、物置、	第一級地	700円/m²·年	第一級地 680円/m²·年
小屋、桟橋、 橋りょうその	第二級地	590円/㎡·年	第二級地 550円/m ² ·年
他の工作物	第三級地	560円/㎡∙年	第三級地 520円/m ² ·年
※他の項に規定する 工作物を除く。	第四級地	550円/㎡·年	第四級地 500円/㎡·年
	第一級地	1,900円/㎡∙年	第一級地 1,840円/㎡·年
鉄塔	第二級地	1,600円/㎡∙年	第二級地 1,490円/㎡·年
数增	第三級地	1,530円/㎡∙年	第三級地 1,400円/㎡·年
	第四級地	1,500円/㎡∙年	第四級地 1,370円/㎡·年
	第一級地	920円/m·年	第一級地 880円/m·年
 柵類	第二級地	770円/m·年	第二級地 720円/m·年
	第三級地	740円/m·年	第三級地 680円/m·年
	第四級地	720円/m·年	第四級地 660円/m·年

3 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年1月~2月 事業者等への周知 令和6年4月1日 改正条例の施行

1 占用料の額を独自に定めているものの算定式

占用料の額 = 河川価格 × 使用料率(注1) (× 修正率(注2))

- (注1)行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際に、当該土地の価額に乗ずる率(年3%)
- (注2)占用の状況に応じて、河川管理上の影響の度合いを勘案して 乗ずる率

2 流水占用料収入実績額

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	344, 103千円	348,956千円	340, 403千円

3 所在地区分と該当市町村(見直し後)

区分	内容	該当市町村
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が都の特別区及び人口50万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村	横浜市、川崎市、鎌倉市、 藤沢市、茅ケ崎市、逗子市、 大和市、海老名市、座間市
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口50万人未満20万人以上の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地以外のもの	相模原市、横須賀市、平塚市、 小田原市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、 <u>綾瀬市</u> 、葉山町、 寒川町、大磯町、二宮町、 大井町、開成町、愛川町
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が人口20万人未満の市の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地以外のもの	南足柄市、中井町、松田町、箱根町、湯河原町
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格が町及び村の区域内の土地の固定資産税評価額の平均価格以上である市町村で第一級地、第二級地、第三級地以外のもの	山北町、清川村

- ※ 第五級地に区分される市町村の該当はない。
- ※ 綾瀬市は第一級地から第二級地へ変更する。

V 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県海岸占用料等徴収条例は、海岸法に基づく海岸保全区域等の 占用等につき徴収する占用料等の額及びその徴収方法を定めた条例であ る。

占用料の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例又は神奈川県流水占用料等徴収条例(以下「準拠条例」という。)に規定があり、占用物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が占用料の額の改定、各所在地区分に該当する市町村の見直し及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

占用料の額について、所在地区分ごとに令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

(1) 占用料の額を準拠条例と同額に定めているもの(代表例)

区分	改正			現行	
倉庫、物置、小 屋、桟橋、橋りょ	第一級地	700円/m²·年	第一級地	680 円/㎡∙年	
うその他の施設 又は工作物	第二級地	590 円/㎡·年	第二級地	550円/㎡・年	
※他の項に規定する 工作物を除く。	第三級地	560 円/㎡·年	第三級地	520 円/㎡∙年	
	第一級地	3,780 円/本·年	第一級地	3,650円/本・年	
第二種電柱	第二級地	2,980 円/本·年	第二級地	2,890円/本·年	
	第三級地	2,510 円/本·年	第三級地	2,400円/本·年	
管類(外径が	第一級地	130 円/m·年	第一級地	130 円/m·年	
0.07メートル以 上 0.1メートル	第二級地	100 円/m⋅年	第二級地	100円/m⋅年	
未満のもの)	第三級地	87 円/m·年	第三級地	84 円/m·年	

(2) 占用料の額を独自に定めているもの

区分	改正		現行	
海水浴施設、	第一級地	310 円/㎡・月	第一級地	300 円/㎡・月
売店及びバン	第二級地	260 円/㎡・月	第二級地	250 円/㎡・月
ガロー	第三級地	250 円/㎡·月	第三級地	230 円/㎡·月

3 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年1月~2月 事業者等への周知 令和6年4月1日 改正条例の施行 1 占用料の額を独自に定めているもの(月額)の算定式

占用料の額 = 海岸価格 × 使用料率(注1)

(× 修正率(注2))÷ 12

- (注1)行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算定する際 に、当該土地の価額に乗ずる率(年3%)
- (注2)占用の状況に応じて、海岸保全上の影響の度合いを勘案して乗ず る率

2 海岸占用料等 収入実績額

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	5,941 千円	20, 194 千円	23,679 千円

3 所在地区分と該当市町

区分	内容	該当市町
	その区域内の土地の固定資産税評価	
	額の平均価格が都の特別区及び人口	鎌倉市、藤沢市、茅ケ崎市、
第一級地	50 万人以上の市の区域内の土地の固	
	定資産税評価額の平均価格以上であ	
	る市町村	
	その区域内の土地の固定資産税評価	
	額の平均価格が人口 50 万人未満 20	横須賀市、平塚市、小田原市、
第二級地	万人以上の市の区域内の土地の固定	葉山町、大磯町、二宮町、
	資産税評価額の平均価格以上である	真鶴町
	市町村で第一級地以外のもの	
	その区域内の土地の固定資産税評価	
	額の平均価格が人口 20 万人未満の市	
第三級地	の区域内の土地の固定資産税評価額	三浦市、湯河原町
	の平均価格以上である市町村で第一	
	級地、第二級地以外のもの	

[※] 県内に第四級地の海岸はない。

VI 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例(以下「本条例」という。)は、港湾の設置及び管理等について必要な事項を定めた条例である。本条例では、港湾法に基づく港湾の施設に構築物を設けるなどして、一定の期間、独占的に利用する専用利用や、港湾区域内の水域の占用などにつき徴収する専用利用料、占用料等(以下「専用利用料等」という。)の額及びその徴収方法を定めている。

専用利用料等の額は、神奈川県道路占用料等徴収条例、神奈川県流水占用料等徴収条例又は神奈川県海岸占用料等徴収条例(以下「準拠条例」という。)に規定があり、専用利用物件の立地特性等が類似しているものについては、準拠条例と同額とし、その他のものについては独自に定めている。このたび、準拠条例が占用料の額の改定及び占用物件の区分の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

専用利用料等の額について、令和3年度の固定資産税評価額の評価替 え等を踏まえて改定する。

(1) 専用利用料等の額を準拠条例と同額に定めているもの(代表例)

区分	港湾名	改正	現行
第二種電柱	湘南港	3,780 円/本·年	3,650円/本·年
为 <u>一</u> 俚电性	葉山港、大磯港、真鶴港	2,980 円/本·年	2,890 円/本·年
管類(外径が0.07メ	湘南港	130 円/m·年	130 円/m·年
ートル以上 0.1メー トル未満のもの)	葉山港、大磯港、真鶴港	100円/m·年	100円/m·年

(2) 専用利用料等の額を独自に定めているもの ア 専用利用料

区分	港湾名	改正	現行
共架電線その他上	湘南港	240 円/m·年	240 円/m·年
空に設ける線類	葉山港、大磯港、真鶴港	160円/m・年	170 円/m·年
地下に設ける電線	湘南港	130円/m・年	120 円/m·年
その他の線類	葉山港、大磯港、真鶴港	86 円/m·年	89 円/m·年
<u>∤m. *2</u>	湘南港	1,420円/m·年	1,430円/m·年
柵類	葉山港、大磯港、真鶴港	960 円/m∙年	990 円/m·年

イ 占用料

区分	港湾名	改正	現行
係船浮標、係船く	湘南港	900 円/基·年	870 円/基·年
い及び信号標	葉山港、大磯港、真鶴港	760 円/基·年	700 円/基·年

3 今後の予定

令和5年10月 港湾審議会への諮問

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

令和6年1月~2月 事業者等への周知 令和6年4月1日 改正条例の施行 1 専用利用料等の額を独自に定めているものの算定式

専用利用料等の額 = 港湾価格 × 使用料率(注1)

(× 修正率(注2))

- (注1)行政財産である土地を目的外使用する場合の使用料を算出する際に、当該土地の価額に乗ずる率(年3%)等
- (注2)占用の状況に応じて、港湾利用上の影響の度合いを勘案して乗 ずる率

2 専用利用料等 収入実績額

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	15,322 千円	14,278 千円	16,951 千円

3 港湾の区分等

各港湾に所在地区分を適用すると、湘南港は第一級地に、葉山港、大磯港及び真鶴港は第二級地に該当し、専用利用料等の額を準拠条例と同額に定める場合は、それぞれ第一級地、第二級地の額を適用する。

港湾の区分	準拠条例の適用		
湘南港	「第一級地」の額		
葉山港、大磯港、真鶴港	「第二級地」の額		

VII 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部改正について

1 改正の趣旨

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例(以下「本条例」という。)は、国有財産法に基づく国土交通省所管の法定外公共用財産の使用につき徴収する使用料の額及びその徴収方法を定めた条例である。

本条例では、神奈川県道路占用料等徴収条例又は神奈川県流水占用料等徴収条例(以下「準拠条例」という。)に準拠して使用料の額等を定めている。このたび、準拠条例が占用料の額の改定及び各所在地区分に該当する市町村の見直しを予定していることから、これとの整合を図り、所要の改正を行う。

<参考>

本条例が対象とする法定外公共用財産とは、国土交通省の所管に属し、かつ、県が管理する公共用財産であって、海岸法、河川法等の法律が適用されないものである。

(具体例)

・一般海域(海岸法等の法律が適用されない海域)の海底の土地

2 条例改正の概要

使用料の額について、所在地区分ごとに令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえて改定する。

また、各所在地区分に該当する市町村について、綾瀬市を「第一級地」から「第二級地」へ変更する。

使用料の額を準拠条例と同額に定めているもの (代表例)

区分		改正		現 行
	第一級地	3,780円/本·年	第一級地	3,650円/本·年
第一括電 批	第二級地	2,980円/本·年	第二級地	2,890円/本·年
第二種電柱	第三級地	2,510円/本·年	第三級地	2,400円/本·年
	第四級地	2,350円/本·年	第四級地	2,230円/本・年
北加雲伯スの	第一級地	22円/m·年	第一級地	21円/m·年
共架電線その他上空に設け	第二級地	17円/m·年	第二級地	17円/m·年
る線類	第三級地	15円/m·年	第三級地	14円/m·年
	第四級地	14円/m·年	第四級地	13円/m·年
管類(外径が	第一級地	130円/m·年	第一級地	130円/m·年
0.07メートル以上0.1メー	第二級地	100円/m∙年	第二級地	100円/m·年
トル未満のも	第三級地	87円/m·年	第三級地	84円/m·年
の)	第四級地	82円/m·年	第四級地	78円/m·年
管類(外径が	第一級地	530円/m·年	第一級地	510円/m·年
0.3メートル	第二級地	420円/m·年	第二級地	400円/m·年
以上0.4メー トル未満のも	第三級地	350円/m·年	第三級地	340円/m·年
の)	第四級地	330円/m·年	第四級地	310円/m·年
倉庫、物置、	第一級地	700円/m²·年	第一級地	680円/m²·年
小屋、桟橋、 橋りょうその	第二級地	590円/m²·年	第二級地	550円/m²·年
他の工作物	第三級地	560円/m²·年	第三級地	520円/m²·年
※他の項に掲げる工 作物を除く。	第四級地	550円/m²·年	第四級地	500円/m²·年
	第一級地	1,900円/㎡·年	第一級地	1,840円/m²·年
鉄塔	第二級地	1,600円/㎡・年	第二級地	1,490円/㎡·年
火 省	第三級地	1,530円/㎡·年	第三級地	1,400円/㎡·年
	第四級地	1,500円/㎡·年	第四級地	1,370円/㎡·年

3 今後の予定

令和5年11月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出 令和6年1月~2月 事業者等への周知

令和6年4月1日 改正条例の施行

1 法定外公共用財産使用料収入実績額

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	12,057千円	11,708千円	11,718千円

2 所在地区分と該当市町村(見直し後)

区分	内 容	該当市町村	
第一級地	その区域内の土地の固定資産税評価		
	額の平均価格が都の特別区及び人口	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢	
	50万人以上の市の区域内の土地の固	市、茅ケ崎市、逗子市、大和市、	
	定資産税評価額の平均価格以上であ	海老名市、座間市	
	る市町村		
第二級地	その区域内の土地の固定資産税評価	相模原市、横須賀市、平塚市、小	
	額の平均価格が人口50万人未満20万	田原市、秦野市、厚木市、伊勢原	
	人以上の市の区域内の土地の固定資	市、 <u>綾瀬市</u> 、葉山町、寒川町、大	
	産税評価額の平均価格以上である市	磯町、二宮町、大井町、開成町、	
	町村で第一級地以外のもの	真鶴町、愛川町	
第三級地	その区域内の土地の固定資産税評価		
	額の平均価格が人口20万人未満の市	 三浦市、南足柄市、中井町、松田	
	の区域内の土地の固定資産税評価額	町、箱根町、湯河原町	
	の平均価格以上である市町村で第一	四、相似四、扬州原四	
	級地、第二級地以外のもの		
第四級地	その区域内の土地の固定資産税評価		
	額の平均価格が町及び村の区域内の	山北町、清川村	
	土地の固定資産税評価額の平均価格		
	以上である市町村で第一級地、第二		
	級地、第三級地以外のもの		

[※]第五級地に区分される市町村の該当はない。

[※]綾瀬市は第一級地から第二級地へ変更する。

VⅢ ビッグモーター社による除草剤散布への対応について

県管理道路沿いのビッグモーター社による除草剤散布の影響により街路 樹が枯死等した問題について、その対応状況を報告する。

1 これまでの経過

- 7月25日 ・ビッグモーター社が保険金不正請求に係る会見において、 群馬県内等の店舗前の植樹帯に除草剤を散布したと発言
 - ・本県管理道路沿い6店舗について状況調査を開始
- 7月28日・除草剤散布が疑われる3店舗へ聞き取り
- 8月3日・旧平塚店前の街路樹が枯死、伐採されていたことが判明 (散布が疑われる店舗は、旧平塚店が加わり4店舗となる)
- 8月 4日 ・ビッグモーター社が来庁し、謝罪するとともに、4店舗前 の植樹帯全てで原状回復を行う旨の申し出
- 8月18日 ・土壌調査の結果、平塚四之宮店と藤沢店前の植樹帯におい て除草剤成分を確認
- 8月21日・上記2店舗の被害届を警察へ提出
- 8月24日 ・水質調査の結果、4店舗周辺の井戸水からは、健康に影響 のある量の除草剤成分は検出されなかったことを確認
- 9月14日 ・ビッグモーター社から原状回復(費用負担)の申出書を収受

対象店舗と除草剤散布の影響及び被害届の提出状況

店 舗 (所在地)	路線	影響を受けた可能性 のある主な街路樹	土壤調査結果 除草剤成分有無	被害届
横須賀店 (横須賀市池田町)	国道 134 号	ナンキンハゼ 2本	無	
平塚四之宮店 (平塚市四之宮)	国道 129 号	ユリノキ 1本	有	提出
旧平塚店 (平塚市平塚)	県道 62 号	ツツジ 15.1 m²	無	
藤沢店 (藤沢市石川)	県道 43 号	ケヤキ 1本	有	提出

2 今後の対応

- ・ 被害届を提出した平塚四之宮店と藤沢店については、警察の捜査に 全面的に協力する。
- ・ 除草剤成分が検出されなかった横須賀店と旧平塚店については、引き続き警察へ相談しながら適切に対応する。
- 4店舗前の街路樹等については、適切に原状回復や損害賠償請求を 行う。

IX 「AI技術により消えかけ白線ゼロ」の取組について

横断歩道をはじめとする道路標示には、消えかけているものもあり、県民の安全安心の確保と交通の円滑化を図るため、県は、県警察と連携して、「A I 技術により消えかけ白線ゼロ」の実現に向け、取り組んでいる。

1 経過

県警察では、予算を増額し、8割以上が消えている横断歩道等の補修を令和5年度中、6割以上が消えている横断歩道等の補修を令和6年度中の完了を目指し、補修を進めている。

こうした中、令和5年度からは、標識点検業者の車にスマートフォンを搭載し、撮影した画像をもとに、中央線等の摩耗状況をAIで自動判定するシステムを導入する。

県警察が導入するシステムでは、中央線等と同時に県道や市町村道の外側線等も合わせて撮影し、摩耗状況を自動判定することから、県は、県警察から摩耗状況データの提供を受け、外側線等の補修に活用していく。

2 外側線等の状況について

外側線等は、市町村道にあるものが全体の半数以上であることから、 県だけでなく、「AI技術により消えかけ白線ゼロ」の実現には、特に、 市町村の補修を促進していくことが重要である。

		<u> </u>	
道路種別	道路延長	外側線等の延長	
高 速 道	85km	約 500km	
国 道	713km	約 1,900km	
県 道	1,481km	約 2,800km	
市町村道	23, 500km	約 6,800km	
計	25, 779km	約 12,000km	

3 市町村への支援について

(1) 市町村の現状

外側線等の補修についてアンケート調査を実施したところ、市町村からは「摩耗状況の把握ができていない」、「補修の優先順位が付けにくい」、「予算が不足している」などといった意見が挙げられた。

(2) これまでの取組

- ・ 令和5年7月に、政令市を含めた市町村道担当課長会議を開催し、 県警察が導入するAI技術によるシステムの概要を紹介するととも に、市町村へ摩耗状況データを提供していくことなどを説明した。
- ・ 「予算の不足」が課題として挙げられていることを踏まえ、国に対して、既に補助対象となっている外側線等の新設に加え、消えかかった外側線等の補修も対象とするよう、要望した。

4 今後の対応

- ・ 県道の外側線等については、摩耗状況データを活用することで、摩 耗状況の高い筒所から、効率的かつ迅速に補修を行っていく。
- ・ 令和6年度から、摩耗状況データを市町村へ提供することとし、総 務局や県警察と提供方法の検討を進める。
- ・ 市町村に摩耗状況データの活用方法や補修箇所の優先順位の付け方 などについて、市町村道担当課長会議等を通じて、説明・助言する。
- 外側線等の補修に係る補助制度の拡充を、引き続き、国へ要望する。

X 今後の真鶴港の管理について

令和6年4月以降の真鶴港の管理については、港湾管理業務の実施状況 や、真鶴町の執行体制を確認した上で、最終的な方向性を判断するとして いた。

このたび、令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまでの当面の間、真鶴港の管理を県が直接行うこととしたので報告する。

- 1 町の執行体制等の確認結果について(令和5年8月29日現在)
- (1) 港湾管理業務の実施状況 令和5年4月以降に実施してきた月例モニタリングの結果などから、 適切な管理が行われている。
- (2) 町の執行体制

町職員の大量離職や副町長の公募中止などにより、執行体制に影響が生じている。

また、リコールの是非を問う住民投票が行われるなど、町政の先行きが不透明な状況にあり、町の執行体制は安定しているとはいえない。

2 県が直接管理すると判断した理由

指定管理者の選定は、外部評価委員会による審査や県議会の議決など 一定の期間を要することから、町の執行体制の確認結果を踏まえ、この タイミングで、令和6年4月以降の当面の間、県が直接管理することが 適当と判断し、令和5年8月29日付けで町にその旨を通知した。

なお、町の執行体制が安定し、真鶴港の管理を再び任せられると判断で きれば、指定管理者の選定手続を再開する予定である。

3 今後の予定

令和5年9月~ 直接管理に向けた庁内調整

令和6年1月~ 町との業務引継ぎ

令和6年4月~ 県による管理運営

町の動向の注視

(参考) これまでの経緯

令和4年9月27日 町から次の内容の通知文を受領

・ 「諸般の事情」により、令和6年4月以降の指定 管理は困難である

令和4年12月14日 町から次の内容を相談

・ 町議会の議論を踏まえ、令和6年4月からの指定 管理を継続したい

令和4年12月16日 県から次の内容の通知文を発出

・ 「諸般の事情」をどのように解決するのか町議会 に報告の上、町の総意として回答すること

令和4年12月27日 町から次の内容の回答文を受領

・ 「諸般の事情」の解決方法及び令和5年4月から の指定管理業務の体制

令和5年3月20日 真鶴港を県が直接管理できるよう港湾条例を改正

令和5年8月29日 県から次の内容の通知文を発出

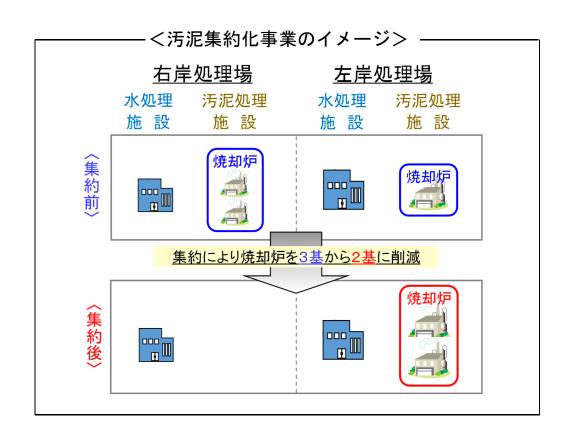
・ 令和6年4月以降、町の執行体制が安定するまで の当面の間、県が真鶴港を直接管理する XI 酒匂川流域下水道の焼却炉改築工事に係る日本下水道事業団への業務委託について

1 概要

酒匂川流域下水道では、汚泥処理の効率化を図るため、令和3年3月に策定した「神奈川県流域下水道事業経営ビジョン」に基づき、左右岸の処理場にそれぞれ設置している汚泥処理施設を、改築更新に合わせて左岸処理場に集約する汚泥集約化事業に取り組んでいる。

汚泥処理施設のうち焼却炉は、温室効果ガス排出量が多いことから、 改築に当たっては、より温室効果ガスの削減効果が高い最新技術を実装 した機械設備を導入する必要がある。

こうしたことから、焼却炉の機械設備改築工事は、最新技術の導入に 有効な手法である設計・施工一括発注方式(DB方式)を採用すること とし、発注及び施工管理等の業務を日本下水道事業団に委託する。

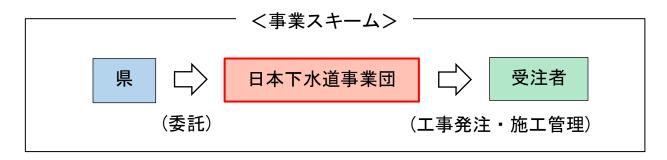


2 日本下水道事業団について

日本下水道事業団法に基づき、47 都道府県の出資により設立された地方共同法人であり、下水道管理者の施設整備業務を代行できる唯一の機関である。また、全国の下水道事業に精通し、最新技術の知見を有している。

3 業務委託の主な内容

- (1) DB方式での機械設備改築工事の発注(要求水準書及び審査基準書の作成、提案の公募及び審査、受注者との契約締結等)
- (2) 機械設備改築工事の施工管理



4 今後の予定

令和5年11月 日本下水道事業団と協定(業務委託契約)締結 令和5~9年度 DB方式による工事等の実施、 事業団による施工管理

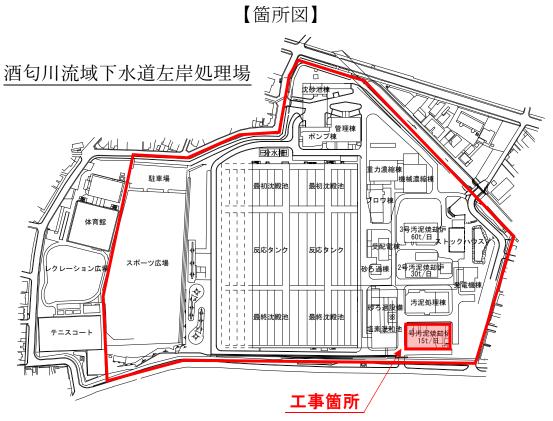
5 その他

焼却炉改築工事のうち、電気設備改築工事は機械設備改築工事との緊密な調整が必要になるため、令和6年度以降に日本下水道事業団に委託する予定。

土木工事と建築工事は、県発注とする予定。

酒匂川流域下水道左岸処理場 焼却炉改築工事 位置図・箇所図





Ⅲ 神奈川版ライドシェア(案)の検討について

1 検討経緯

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、社会経済活動の活性化やインバウンドの回復などに伴い、タクシー需要が増加する一方で、高齢化やコロナ禍などの要因により、タクシー運転手の急激な減少が進んでおり、昨今の人手不足からタクシー運転手を募集しても集まらない状況がみられる。

こうした中、一部の県内観光地等でタクシー不足が生じているとの指摘もあり、自家用車の活用など地域の移動ニーズへの対応策を検討する必要がある。

2 現行制度の状況

(1) 道路運送法における自家用有償旅客運送制度

道路運送法上、自家用自動車は、原則「有償で運送の用に供してはならない」とされているが、運送主体が市町村やNPO法人などの場合に限るなど、一定要件の下で、交通空白地等における地域住民及び観光客等の有償運送が可能とされている。

(2) 国家戦略特区による規制緩和

(1)に記載の交通空白地等での観光客等の有償運送については、従前は道路運送法で許可されていなかったが、国家戦略特区を活用して規制緩和が認定された事例が県外で2地域ある。現在は、令和2年の道路運送法改正により、一定要件の下で、自家用自動車による観光客等の運送が可能となっている。

3 検討の方向

タクシー不足は地域により状況が異なることや、利用者の安全確保のためにタクシー会社の協力が不可欠であることを踏まえ、「神奈川版ライドシェア(案)」として、タクシー需要に対して供給が足りないエリアや時間帯に限定し、一般ドライバーが自家用車を使って有償で乗客を運ぶことを想定した取組を検討する。

<神奈川版ライドシェア(案)のポイント>

- タクシー会社による運行管理
- 時間帯、地域限定
- 一般ドライバー
 - ・ タクシー会社が面接の上登録・研修
 - ・ 利用者による評価制度
- 使用車両(自家用車)
 - タクシー会社が車両を認定し、安全管理を実施
 - ・ ドライブレコーダーや配車アプリ、任意保険等を実装
- ※ 取組の実施に当たっては、道路運送法における自家用有償旅客運送や 国家戦略特区制度の活用を検討

4 今後の取組

タクシー不足や地域の移動ニーズの現状について、タクシー会社や市町村などの関係者と意見交換を行い、課題の共有を行った上で、具体的な対応策を検討する。

また、検討に当たっては、政策局及び県土整備局が中心となり、国際文化観光局や産業労働局など関連局とともに進める。